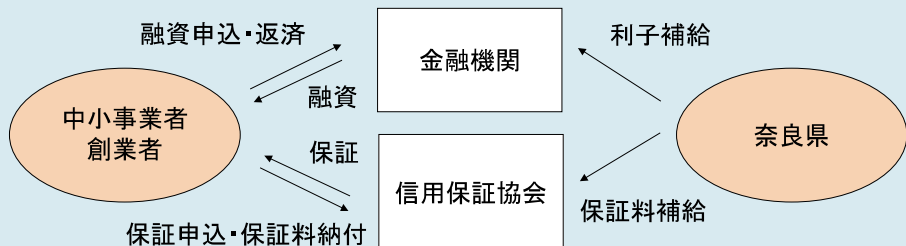


制度融資とは

制度融資とは、融資条件（融資利率・融資限度額など）を奈良県が定め、奈良県信用保証協会が保証を行い、金融機関が融資を行う制度です。県が利子と保証料の一部又は全部を負担することにより、中小事業者の皆様が資金調達される際の負担軽減を図ることを目的としています。



融資の対象となる方

- 県内に事業所を有し、現に事業を営んでいる、県税に滞納のない中小事業者
- これから県内で新たに事業を始めようとする、県税に滞納のない中小事業者
- これから県内で新たに中小事業者として創業しようとする者

※ 資金用途は県内で行う事業に係るものとする

○中小事業者

■会社、個人事業者（資本金又は従業員数のいずれかの要件を満たしていること）

| 業種 | 資本金 | 従業員数 | | 業種 | 資本金 | 従業員数 | |
|-----------------|--------|--------|--------|---|--------|--------|--------|
| | | 小規模企業者 | 小規模企業者 | | | 小規模企業者 | 小規模企業者 |
| 製造業等(建設業・運輸業含む) | 3億円以下 | 300人以下 | 20人以下 | ゴム製品製造業 自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業 並びに工業用ベルト製造業を除く | 3億円以下 | 900人以下 | 20人以下 |
| 卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 | 5人以下 | ソフトウェア業 | 3億円以下 | 300人以下 | 20人以下 |
| 小売業 | 5千万円以下 | 50人以下 | 5人以下 | 情報処理サービス業 | 3億円以下 | 300人以下 | 20人以下 |
| サービス業 | 5千万円以下 | 100人以下 | 5人以下 | 旅館業 | 5千万円以下 | 200人以下 | 20人以下 |
| 医療法人等 | - | 300人以下 | 20人以下 | | | | |

■特定非営利活動法人(NPO)

| 業種 | 従業員数 | | 【特定非営利活動法人(NPO)の方がご利用できない資金】 | | | |
|-----------------|--------|--------|------------------------------|-------------------|--------------------------|--------------|
| | 小規模企業者 | 小規模企業者 | ・小規模企業者資金 | ・事業承継資金(経営承継関連保証) | ・再生支援資金 | ・創業資金 |
| 製造業等(建設業・運輸業含む) | 300人以下 | 20人以下 | ・事業承継資金【小規模企業者枠】 | ・創業資金【ブラッシュアップ枠】 | ・創業資金【飲食店枠】 | ・創業資金【宿泊施設枠】 |
| 卸売業 | 100人以下 | 5人以下 | ・創業資金【飲食店枠】 | ・創業資金【宿泊施設枠】 | ・創業資金【女性・若者・シニア・UIJターン枠】 | |
| 小売業 | 50人以下 | 5人以下 | ・創業資金【南部・東部枠】 | | | |
| サービス業 | 100人以下 | 5人以下 | | | | |

■組合

法律に基づいて設立された、事業協同組合、協業組合、商工組合等及びその連合会

融資の一般的な流れ

1 相談

まずは制度融資の取扱金融機関・信用保証協会・奈良県経営支援課等でご相談ください。

金融機関や信用保証協会でご相談されると、より具体的な相談が可能です。

2 融資申し込み

※認定・確認等

金融機関で融資を、信用保証協会で保証を申し込みます。

融資申し込みに関する書類は金融機関所定です。県税事務所で取得できる県税に滞納がないことの証明書や決算書、税務申告書等を提出する必要があります。同時に、金融機関を経由して、信用保証協会への保証申し込みも行うことになります。

3 審査

金融機関と信用保証協会の審査を受けます。

金融機関と信用保証協会が、経営状況や事業内容の審査を行います。

※融資の是非は金融機関と信用保証協会が決定します。県が審査の内容に関与することはありません。

担保及び保証人が必要となる場合があります。

法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。

4 融資

審査に通り、融資が決定されると、融資が実行されます。

同時に、事業者は信用保証協会へ保証料を納付します。

5 返済

金融機関へ返済をします。

据置期間を設定した場合、据置期間中は利子のみの返済となります。

※認定・確認等

○融資・保証申し込み、奈良県知事や市町村長等の認定等が必要な資金があります。

○認定書には有効期限が定められています。

知事認定要

- OSDGs推進資金
- 事業承継資金(経営承継関連保証)
- 経済緊急資金【経営環境変化・災害枠】
- チャレンジ資金【経営革新計画枠】
- チャレンジ資金【研究開発枠】
- チャレンジ資金【宿泊施設整備枠】
- 創業資金【ブラッシュアップ枠】
- 創業資金【飲食店枠】
- 創業資金【宿泊施設枠】
- 創業資金【南部・東部枠】
- 創業資金【女性・若者・シニア・UIJターン枠】

知事認証要

- OSDGs推進資金【スタンダード認証枠】
- OSDGs推進資金【アドバンス認証枠】

知事承認要

- チャレンジ資金(地域未来投資促進)

知事確認要

- 創業資金(離職者等起業促進)

市町村長認定要

- 経済緊急資金【セーフティネット枠】
- 経済緊急資金【危機関連枠】

融資に関するお問い合わせ先

奈良県

| | |
|----------------------------------|--|
| 経営支援課 | ○知事認定等について |
| 金融支援係 0742-27-8807 | 経済緊急資金【経営環境変化・災害枠】 チャレンジ資金【経営革新計画枠】 チャレンジ資金【研究開発枠】 創業資金【離職者等起業促進】 創業資金【フレッシュアップ枠】 創業資金【飲食店枠】 創業資金【南部・東部枠】 創業資金【女性・若者・シニア・UIターン枠】 その他制度融資全般について |
| 経営力向上係 0742-27-8131 | 事業承継資金（経営承継関連保証） |
| 産業創造課 | ○知事認定等について |
| 産業連携・脱炭素化 推進係 0742-27-8814 | SDGs推進資金【スタンダード認証枠】 SDGs推進資金【アドバンス認証枠】 |
| 宿泊施設誘致係 0742-27-8872 | チャレンジ資金【宿泊施設整備枠】 創業資金【宿泊施設枠】 |
| 企業誘致係 0742-27-8813 | チャレンジ資金（地域未来投資促進） |
| 人材・雇用政策課 0742-27-8828 | ○知事認定等について SDGs推進資金 |
| 県産材利用推進課 0742-27-7476 | ○知事認定等について チャレンジ資金【経営革新計画枠】 創業資金【フレッシュアップ枠】 ※ともに県産木材利用促進に関すること |

奈良県信用保証協会

| | | |
|---------------------------------|-------------------------------|----------------------------------|
| 保証支援課 0742-33-0710 保証業務全般 | 創業支援課 0742-33-3520 創業支援 | 経営支援課 0742-33-0559 経営・再生支援 |
|---------------------------------|-------------------------------|----------------------------------|

※令和7年4月時点

融資に関するお問い合わせ先

取扱金融機関（順不同）

○金融機関の店舗によっては融資受付を行っていない場合があります。融資申込に際して、取扱窓口は事前にご確認ください。

| | |
|-----------|-----------|
| 南都銀行 | 大和信用金庫 |
| 奈良中央信用金庫 | 奈良信用金庫 |
| りそな銀行 | 京都銀行 |
| 紀陽銀行 | みずほ銀行 |
| 三菱UFJ銀行 | あいち銀行 |
| 三十三銀行 | 関西みらい銀行 |
| 大阪シティ信用金庫 | 新宮信用金庫 |
| 京都中央信用金庫 | 北伊勢上野信用金庫 |
| 三井住友銀行 | 近畿産業信用組合 |
| 商工中金奈良支店※ | |

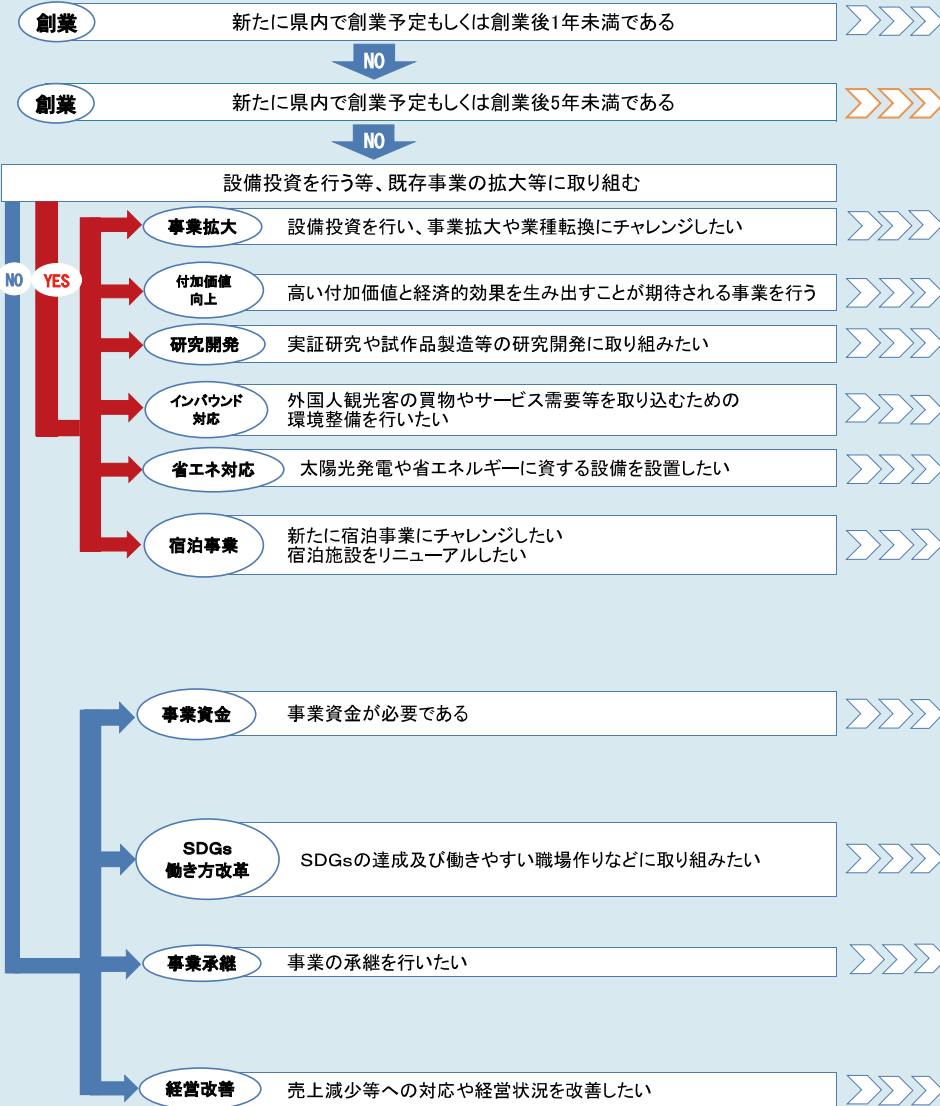
※「組織強化資金」は商工中金のみ取扱対象
「地域産業振興資金」は商工中金のみ取扱対象外

関係団体

| | | |
|---------------------------|------------------------------|-----------------------------------|
| 奈良商工会議所 0742-52-1777 | 奈良県商工会連合会 0742-53-4411 | 奈良県地域産業振興センター 0742-36-8311 |
| 大和高田商工会議所 0745-22-2201 | 奈良県中小企業団体中央会 0742-41-3200 | 奈良県よろず支援拠点 0742-81-3840 |
| 橿原商工会議所 0744-28-4400 | 奈良県部落解放企業連合会 0744-23-3535 | 奈良県事業承継・引継ぎ支援センター 0742-53-5888 |
| 生駒商工会議所 0743-74-3515 | なら人権情報センター 0744-33-8585 | 奈良県中小企業活性化協議会 0742-52-5110 |

●資金別フローチャート

下記は主な例示です。資金ごとの条件によっては、該当資金が利用できない場合もありますので、ご了承ください。







| 資金名 | 融資限度額 | 融資期間 (うち償還期間) | 融資利率 | 保証料率 | 該当ページ |
|----------------------------|--|------------------------|--------------------------------|-----------------------|-------|
| 創業資金【ブラッシュアップ枠】(※1) | 1,500万円 | 7年 (1年) | 0% | 0% | P.19 |
| 創業資金【飲食店枠】(※1) | | | | | P.21 |
| 創業資金【宿泊施設枠】(※1) | | | | | |
| 創業資金【南部・東部枠】(※1) | | | | | |
| 創業資金【女性・若者・シニア・UJターン枠】(※1) | | | | | |
| 創業資金 | 3,500万円 | | 1.575% | 0.8% (離職者等は0%)(※1) | P.19 |
| チャレンジ資金 | 2億8,000万円 | 設備15年(1年) 運転10年(1年) | 金融機関所定 | 0~1.2% | P.15 |
| チャレンジ資金【経営革新計画枠】(※1) | 5,000万円 | | 0% | 0% | |
| チャレンジ資金【小規模企業者枠】 | | | 金融機関所定 又は1.7% | 0% | |
| チャレンジ資金【地域未来投資促進】(※1) | 2億8,000万円 | 設備15年(1年) 運転7年(1年) | 金融機関所定 | 0% | P.15 |
| チャレンジ資金【研究開発枠】(※1) | 5,000万円 | 15年(5年) | 0% | 0% | P.17 |
| チャレンジ資金【インバウンド枠】 | 5,000万円 | 設備15年(1年) 運転10年(1年) | 金融機関所定 | 0% | P.17 |
| チャレンジ資金【脱炭素枠】 | 2億8,000万円 | 設備15年(1年) | 金融機関所定 | 0~0.96% | P.17 |
| チャレンジ資金【宿泊施設整備枠】(※1) | 2億8,000万円 | 設備20年(1年) 運転10年(1年) | 1.75% (5年間を上限に 別途料子確認あり) | 0~0.9% | P.17 |
| 組織強化資金 | 設備(組合)1億円 (組合員)8,000万円 運転(組合)1億円 (組合員)7,000万円 | 設備10年(1年) 運転7年(1年) | 1.775% | - | P.9 |
| 経営強化資金 | 5,000万円 | 10年(1年) | 金融機関所定 又は1.775% | 0.45~1.56% | |
| 小規模企業者資金 | 2,000万円 | | 金融機関所定 又は1.575% | 0.23~1.59% | |
| 地域産業振興資金 | 5,000万円 | | 0.18~1.29% | | |
| SDGs推進資金(※1) | 5,000万円 | 7年(1年) | 金融機関所定 | 0% | P.11 |
| SDGs推進資金【スタンダード認証枠】(※1) | 5,000万円 | 10年(1年) | | | |
| SDGs推進資金【アドバンス認証枠】(※1) | 1億円 | 設備15年(1年) 運転10年(1年) | | | |
| 事業承継資金(※1) | 1億円 | 10年(1年) | 金融機関所定 又は1.575% | 0% | P.11 |
| 事業承継資金【小規模企業者枠】 | 2,000万円 | | | | |
| 再生支援資金 | 5,000万円 | 15年(1年) | 1.75% | 0.6% | P.11 |
| 経済緊急資金【経営環境変化・災害枠】(※1) | 5,000万円 | 7年(1年) | 金融機関所定 又は1.7%、1.75% | 0.45~1.56% | P.13 |
| 経済緊急資金【セーフティネット枠】(※2) | | 運転7年(1年) | 金融機関所定 又は1.7%、1.75% | | |
| 経済緊急資金【危機関連枠】(※2) | | 運転10年(2年) | 金融機関所定 又は1.675% | 0.6% | |

(※1)知事認定等が必要な資金です。






お問い合わせ先は5ページ「融資に関するお問い合わせ先」をご覧ください。

(※2)市町村長の認定が必要な資金です。詳細は事業所の所在する市町村にお問い合わせください。

一般事業資金







| 資金名 | 融資対象者 | 資金用途 | 融資限度額 | 融資期間 (うち据置) | 融資利率 | 保証料率 | 備考 |
|-------------------------|--|---|--------------------------------------|----------------|------------------------|---|--|
| 組織強化資金 | 中小企業等協同組合、商工組合、その他組合で 商工中金の融資対象となる団体及び組合員の方 | 設備 | 組合：1億円 組合員：8,000万円 | 10年 (1年) | 1.775% | - | 取扱金融機関： 商工組合中央金庫のみ 借換不可 ※詳しくはこちらをご覧ください。  |
| | | 運転 | 組合：1億円 組合員：7,000万円 | 7年 (1年) | | | |
| 経営強化資金 | 事業資金を必要とする方 | 設備 運転 運設 | 5,000万円 | 10年 (1年) | 金融機関所定 又は 1.775% | 0.45%～1.56% ※P.23保証料率表 区分(D)参照 | 信用保証協会の保証付融資（県制度融資 を含む場合に限る。）からの借換可 ※詳しくはこちらをご覧ください。  |
| 創業者 利資金者 | 過去に県制度融資の「創業資金（各種枠等を含む。）」を利用した方で、創業後5年未満の方 | | | | | 0.45%～0.8% ※P.23保証料率表区分(D)参照 ただし、CRD区分1～6に該当 する方の保証料率は一律0.8% | |
| 小規模企業者資金 (責任共有制度対象外) | 小規模企業者で事業資金を必要とする方 | 2,000万円 ※融資限度額は、既保証 債務残高との合計で 2,000万円の範囲 | 0.23%～1.59% ※P.23保証料率表 区分(E)参照 | | | 借換不可 ※詳しくはこちらをご覧ください。  | |
| 地域産業振興資金 | 地域産業事業者で事業資金を必要とする方 | 5,000万円 | 0.18%～1.29% ※P.23保証料率表 区分(F)参照 | | | | 信用保証協会の保証付融資（県制度融資 を含む場合に限る。）からの借換可 ※商工組合中央金庫は取扱対象外 ※詳しくはこちらをご覧ください。  |

一般事業資金

| 資金名 | 融資対象者 | 資金用途 | 融資限度額 | 融資期間 (うち据置) | 融資利率 | 保証料率 | 備考 | | | |
|-----------------------------------|--|-------------------------------|--|----------------|------------------------|--------------------------------------|--|--|-------------|--|
| S D G s 推進資金 融資対象(3)は知事認定要 | 次の(1)~(3)のいずれかに該当する方 (1)次の①~⑧のいずれかに該当する方 ①「奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業」の登録を受けた方 ②「奈良県福祉・介護事業所認証制度」の認証を受けた方 ③「なら女性活躍推進倶楽部会員」の登録を受けた方 ④「次世代育成支援対策推進法」に基づく認定(くるみん認定)を受けた方 ⑤「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく認定(えるぼし認定)を受けた方 ⑥「青少年の雇用の促進等に関する法律」に基づく認定(ユースエール認定)を受けた方 ⑦「健康経営優良法人認定制度」の認定を受けた方 ⑧「奈良県きらばし建設企業応援制度」の認定を受けた方のうち、働き方改革の項目について取り組みをしている方 (2)賃上げ促進税制の適用を受けた方 (3)職場環境及び福利厚生を充実を図る施設・設備の整備を行う方であって、知事の認定を受けた方 | 設備 運転 運設 | 5,000万円 ※融資対象(3)は運転資金のみの利用不可 | 7年 (1年) | 金融機関所定 | 0% (奈良県が全額負担) | 融資対象(1)①~⑧の認定等申請先 ①奈良県 人材・雇用政策課 ②奈良県 地域包括支援課 ③奈良県 こども・女性課 ④奈良労働局 雇用環境・均等室 ⑤奈良労働局 雇用環境・均等室 ⑥奈良労働局 職業安定課 ⑦健康経営優良法人認定事務局 ⑧奈良県 建設産業課 融資対象(3)の知事認定申請先: 奈良県 人材・雇用政策課 認定年度中(3月末日まで)に融資実行を受けてください。 信用保証協会の保証付融資(県制度融資を含む場合に限り。)からの借換可 ただし、融資対象者(3)は借換不可 ※詳しくはこちらをご覧ください。  | | | |
| | スタンダード認証枠 知事認定要 | 「奈良県SDGs企業認証制度」のスタンダード認証を受けた方 | 設備 運転 運設 | 5,000万円 | | | 10年 (1年) | 15年 (1年) | 10年 (1年) | 知事認定申請先: 奈良県 産業創造課 産業連携・脱炭素化推進係 信用保証協会の保証付融資(県制度融資を含む場合に限り。)からの借換可 ※詳しくはこちらをご覧ください。  |
| | アドバンス認証枠 知事認定要 | 「奈良県SDGs企業認証制度」のアドバンス認証を受けた方 | 設備 運設 運転 | 1億円 | | | 10年 (1年) | | | 10年 (1年) |
| 事業承継資金 融資対象(1)は知事認定要 | 次の(1)、(2)のいずれかに該当する方 (1)事業を譲り受け、又は譲り受けようとする方で、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」に基づく知事の認定を受けた方(経営承継関連保証) (2)奈良県事業承継・引継ぎ支援センター又は認定経営革新等支援機関(P.16下段参照)の支援を受けて策定した事業承継計画に基づき事業を譲り受け、又は譲り受けようとする方(一般保証) | 設備 運転 運設 | 1億円 (※融資対象(1)は別枠保証) | 10年 (1年) | 金融機関所定 又は 1.575% | 0.23%~1.59% ※P.23保証料率表 区分(E)参照 | 融資対象(1)の知事認定申請先: 奈良県 経営支援課 経営力向上係 ※融資対象(1)、(2)の併用は不可 借換不可 ※詳しくはこちらをご覧ください。  | | | |
| | 小規模企業者枠 (責任共有制度対象外) | | 小規模企業者のうち、取扱金融機関、商工会議所又は商工会の支援を受けて策定した事業承継計画に基づき事業を譲り受け、又は譲り受けようとする方 | | | | 2,000万円 ※融資限度額は、既保証債務残高との合計で2,000万円の範囲 | ※詳しくはこちらをご覧ください。  | | |
| 再生支援資金 | 「産業競争力強化法」に規定する認定支援機関の指導又は助言を受けて作成した事業再生の計画等に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う方 | 設備 運転 運設 | 5,000万円 (別枠保証) | 15年 (1年) | 1.75% | 0.6% | 信用保証協会の保証付融資からの借換可 ※詳しくはこちらをご覧ください。  | | | |




経済緊急資金

| 資金名 | 融資対象者 | 資金用途 | 融資限度額 | 融資期間 (うち据置) | 融資利率 | 保証料率 | 備考 |
|--|--|-------------------------------------|--|---------------------|---|---|--|
| 経営環境変化 ・ 災害 融資対象(1)は知事認定要 | (1)次の①～④のいずれかに該当するとして知事の認定を受けた方 ①エネルギーの有効利用に資する設備を設置する方 ②災害により被害を受けた方 ③関連企業の再生手続開始申立等で100万円以上の売掛債権を有する方 ④地域振興対策として経営の合理化・近代化を図る方 (2)最近3か月の月平均売上高又は売上総利益もしくは営業利益が前年同期比5%以上減少している方 (3)知事が定める社会的要因による突発的出費又は業況の悪化により資金繰りに支障をきたしている方 | 設備 ・ 運転 ・ 運設 | 5,000万円 ※ただし、(1)③と(2)は運転資金のみ | 7年 (1年) | 金融機関所定 又は 5年以内 1.7% 5年超 1.75% | 0.45%～1.56% ※P.23保証料率表区分(D)参照 | 融資対象(1)の知事認定申請先: 奈良県 経営支援課 金融支援係 認定年度中(3月末日まで)に融資実行を受けてください。 信用保証協会の保証付融資(県制度融資を含む場合に限る。)からの借換可 ※詳しくはこちらをご覧ください。  |
| セーフティネット枠 (責任共有制度対象外) 市町村長認定要 | 「中小企業信用保険法」に規定する「特定中小企業者」のうち、次の1号～8号のいずれかに該当するとして市町村長の認定を受けた方 1号 連鎖倒産の防止 2号 取引先企業のリストラ等の事業活動の制限 3号 突発的災害(事故等) 4号 突発的災害(自然災害等) 5号 業況の悪化している業種(全国的) 6号 取引金融機関の破綻 7号 取引金融機関の経営の合理化に伴う金融取引の調整 8号 取引金融機関の整理回収機構に対する貸付債権の譲渡 ※詳しくはこちらをご覧ください。  | 運転 | 5,000万円 (別枠保証) | 7年 (1年) | 金融機関所定 又は 5年以内 1.7% 5年超 1.75% | (1, 2, 3, 4, 6号) 0.7% (5, 7, 8号) 0.63% | 5号、7号、8号は責任共有制度対象 認定申請先:事業所の所在する市町村 ※認定の申請については、各市町村にお問い合わせください。 信用保証協会の保証付融資(県制度融資を含む場合に限る。)からの借換可 ※詳しくはこちらをご覧ください。  |
| 危機関連枠 (責任共有制度対象外) 市町村長認定要 | 「中小企業信用保険法」に規定する「特例中小企業者」として市町村長の認定を受けた方 ※詳しくはこちらをご覧ください。  | | 5,000万円 (別枠保証) | 10年 (2年) | 金融機関所定 又は 1.675% | 0.6% | 認定申請先:事業所の所在する市町村 ※認定の申請については、各市町村にお問い合わせください。 信用保証協会の保証付融資からの借換可 ※詳しくはこちらをご覧ください。  |

| チャレンジ資金 | | | | 融資期間 (うち据置) | 融資利率 | 保証料率 | 備考 |
|--|---|---|--|---|--|--|--|
| チャレンジ資金 | 資金名 設備 運設 | 融資対象者 次の①～③のいずれかに該当し、かつ、設備投資を伴う事業資金を必要とする方 ①事業所又は設備の新増設等、事業を拡大しようとする方 ②現在行っている事業を廃業し、異なる業種(右ページ※)の事業を開始することにより、事業の転換を図ろうとする方 ③現在行っている事業を継続しながら、異なる業種(右ページ※)の事業を開始することにより、経営の多角化を図ろうとする方 | 資金用途 設備 運設 2億8,000万円 <small>※ただし、運転資金は設備資金の1/3以下</small> | 15年 (1年) | 金融機関所定 | 0%～1.2% ※P.23証料率表区分(A)参照 (CRD8, 9は0%) | (※)「異なる業種」の判断は、日本標準産業分類(3桁分類)によります。 ※詳しくはこちらをご覧ください。  信用保証協会の保証付融資からの借換可(ただし、借換金額は新規融資の1/3以下) |
| | | | 運転 <small>※運転資金のみの利用不可</small> | | | | |
| | 地域 投資 未 来 促進 知事承認要 | 「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に基づき、地域経済牽引事業計画について知事(地域経済牽引事業を地方公共団体と共同して行うときは、主務大臣)の承認を受けた方で、その承認に係る当該事業計画に従って事業を行う方 | 設備 運設 2億8,000万円 (別枠保証) | 15年 (1年) 7年 (1年) | 0% (奈良県が全額負担) | 知事承認申請先: 奈良県 産業創造課 企業誘致係 借換不可 ※詳しくはこちらをご覧ください。  | |
| 経営革新計画枠 知事認定要 | 上記の①～③のいずれかに該当し、かつ、優れた事業計画を有するとして知事の認定を受けた方 (県産木材利用促進) 上記の①～③のいずれかに該当し、かつ、県産木材を利用した優れた事業計画を有するとして知事の認定を受けた方 ※県産木材を建築物の内外装の見える部分に一定量以上使用する方 | 設備 運設 5,000万円 <small>※ただし、運転資金は設備資金の1/3以下</small> | 15年 (1年) 10年 (1年) | 0% (奈良県が全額負担) | 知事認定申請先:奈良県 経営支援課 金融支援係 (県産木材利用促進) 知事認定申請先:奈良県 県産木材利用推進課 ※詳しくはこちらをご覧ください。  認定年度中(3月末日まで)に融資実行を受けてください。 借換不可 ※詳しくはp.15下段をご覧ください。 | | |
| 小規模企業者枠 | 上記の①～③のいずれかに該当し、かつ、小規模企業者に該当する方 | 設備 運設 5,000万円 <small>※ただし、運転資金は設備資金の1/3以下</small> | 15年 (1年) 10年 (1年) | 金融機関所定 又は 1.7% | 0% (奈良県が全額負担) | (※)「異なる業種」の判断は、日本標準産業分類(3桁分類)によります。 信用保証協会の保証付融資からの借換可(ただし、借換金額は新規融資の1/3以下) ※詳しくはこちらをご覧ください。  | |
| チャレンジ資金【経営革新計画枠】の優れた事業計画を有する方について(県産木材利用促進)を除く ・次の①～③のいずれかに該当する方。※受付は、1月末日まで随時行います。 ①「中小企業等経営強化法」の経営革新計画の承認を受けた方 ②やまと創業インキュベータ入居者(過去3年以内に入居を許可された方を含む) ③奈良起業家創出促進事業(ビジコン奈良)入賞者 ・申請の前に、取扱金融機関へ事業計画の相談を行ってください。 ※詳しくはこちらをご覧ください。 ・事業計画は、認定経営革新等支援機関(右ページ参照)の支援を受けて策定してください。  | | | | 認定経営革新等支援機関とは・・・ 中小事業者を支援する高い専門性を有する者として、「中小企業等経営強化法」に基づき、国の認定を受けた機関です。県では、取扱金融機関の本支店、商工会、中小企業診断士等の機関が指定されています。 ※詳しくはこちらをご覧ください。  | | | |

チャレンジ資金

| 資金名 | 融資対象者 | 資金用途 | 融資限度額 | 融資期間 (うち据置) | 融資利率 | 保証料率 | 備考 |
|--|--|--------------------|--|---|--|---|---|
| チャレンジ資金 | | | | | | | |
| 研究開発枠 知事認定要 | 優れた研究開発計画を有するとして知事の認定を受けた方 | 設備 運転 運設 | 5,000万円 | 15年 (5年) | 0% (奈良県が全額負担) | | 知事認定申請先:奈良県 経営支援課 金融支援係 認定年度中(3月末日まで)に融資実行を受けてください。 ※申請については下段をご覧ください。 借換不可 |
| インバウンド枠 | 小売業又はサービス業(飲食業、旅館業等)を営む方のうち、外国人観光客の買物やサービス需要等を取り込むための環境整備に取り組む方 (設備資金) 次の①~④の整備に該当するもの ①免税対応機器 ②外国語標記による案内標識 ③外国語案内ツール(外国語ホームページ、アプリ等) ④外国向けEC市場販路開拓に係る設備 ⑤クレジットカード対応機器等キャッシュレス対応機器 ⑥Wi-Fi設備 ⑦洋式トイレ化 ⑧店舗改装 (運転資金) 次の①~③に該当するもの ①従業員に対する語学研修に必要な経費 ②新たに従業員を雇用するのに要する経費 ③設備導入に伴い必要となる経費 | 設備 運設 運転 | 5,000万円 ※運転資金のみの利用不可 | 15年 (1年) 10年 (1年) | 0% (奈良県が全額負担) 金融機関所定 | | 借換不可 ※詳しくはこちらをご覧ください。  |
| 脱炭素枠 | 次の①~④のいずれかの設備等を導入する資金を必要とする方 ①再生可能エネルギーを活用する設備等 ②省エネルギーに資する設備等 ③革新的なエネルギーの高度利用技術を活用する設備等 ④その他エネルギーの高度・効率的な利用に資する設備等 | 設備 | 2億8,000万円 | 15年 (1年) | 0%~0.96% ※P.23保証料率表 区分(C)参照 (CRD8,9は0%) | | 借換不可 ※詳しくはこちらをご覧ください。  |
| 宿泊施設整備枠 知事認定要 | 次の(1)~(3)のいずれかに該当し、かつ、事業計画について知事の認定を受けた方 (1)宿泊業に進出しようとする方で、次の①、②のいずれかに該当する方 ①現在行っている事業を廃業し、宿泊業を開始することにより、事業の転換を図ろうとする方 ②現在行っている事業を継続しながら、宿泊業を開始することにより、経営の多角化を図ろうとする方 (2)既存宿泊施設事業者であって、新たに宿泊施設を開業しようとする方 (3)宿泊施設の増築・改装又は設備の設置を行おうとする既存宿泊施設事業者 | 設備 運設 運転 | 2億8,000万円 ※融資対象(1)及び(2)については、運転資金のみの利用不可 ※融資対象(3)については、設備資金のみの利用 | 20年 (1年) 10年 (1年) | 1.75% ※令和8年3月31日までに融資実行を受けた方に、県が融資実行日から5年間1.75%の利子補助を行う | 0%~0.9% ※P.23保証料率表 区分(B)参照 (CRD6~9は0%) | 知事認定申請先: 奈良県 産業創造課 宿泊施設誘致係 認定年度中(3月末日まで)に融資実行を受けてください。 借換不可 ※詳しくはこちらをご覧ください。  |
| チャレンジ資金【研究開発枠】の申請について ・申請の前に、取扱金融機関へ研究開発計画の相談を行ってください。 ・研究開発計画は、認定経営革新等支援機関(P.16下段参照)の支援を受けて策定してください。 ・申請の際は、取扱金融機関担当者から奈良県経営支援課へ必ず事前相談を行ってください。 ※受付は、1月末日まで随時行います。 | | | | 対象となる研究開発計画について 研究開発計画について総合的に審査(審査項目は左ページ参照)し、優れた研究開発計画を有するとして知事の認定を受けた方。 ※次の①、②のいずれかに該当する方は、県で実施する研究開発計画の審査を省略します。 ①奈良県産業振興総合センターで対応している工業技術分野に関連し、開発する技術又は製品が新規性、高い技術レベル及び実現可能性を備えた計画を有するとして、奈良県産業振興総合センター所長の確認を受けた方 ②旧中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律に基づき、経済産業大臣から特定研究開発等計画の認定を受けた方 ※①について、詳しくは、奈良県産業振興総合センター オープンイノベーション推進室(0742-33-0817)へお問い合わせください。 ※既に実用化されている技術の単なる利用や基礎学問の研究にとどまるものは含まれません。 | | | |
| 研究開発計画の審査項目について (1)研究開発の意義 (2)研究開発の実現可能性 (3)市場性・成長性 (4)収益性 (5)継続性 (6)地域への貢献性 | | | | ※詳しくはこちらをご覧ください。  | | | |

| 創業資金 | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|------------------------|---------|---|--------|------|--|--|---|---|---|---|---|--|
| 資金名 | 融資対象者 | 資金用途 | 融資限度額 | 融資期間(うち据置) | 融資利率 | 保証料率 | 備考 | | | | | | | |
| 創業資金 (責任共有制度対象外) | <p>次の①～④のいずれかに該当する方</p> <p>①事業を営んでいない個人で、貸付実行日から1か月以内に新たに事業を開始する、又は2か月以内に新たに会社を設立して事業を開始する、具体的計画を有する方</p> <p>②中小企業者である会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始する具体的計画を有する方</p> <p>③事業を営んでいない個人による事業開始後又は会社設立後、もしくは中小企業者である会社により設立された会社が、その設立後5年未満の方</p> <p>④事業を営んでいない個人による事業開始後5年未満の方で、新たに会社を設立した方(以下、「会社設立創業者」という。)が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させ、かつ、当該会社設立創業者が、事業開始後5年未満である場合における当該会社</p> | 設備 運 転 運 設 | 3,500万円 | 7年 (1年) | 1.575% | 0.8% | <p>※商工会議所・商工会 経由で保証申し込み をした場合 0.5%</p> | <p>(離職者等起業促進) 知事確認申請先:奈良県 経営支援課 金融支援係 確認年度中(3月末日まで)に融資実行を受けてください。</p> <p>借換不可</p> <p>※詳しくはこちらをご覧ください。</p>  <p>(※) 認定特定創業支援等事業とは… 「産業競争力強化法」に基づき、市町村が民間の創業支援等事業者(地域金融機関、NPO法人、商工会議所・商工会等)と連携し、ワンストップ相談窓口の設置、創業セミナーの開催、起業家教育事業等の創業支援を実施する事業で、創業者の経営、財務、人材育成、販路開拓等の知識習得を目的として継続的に行う創業支援の取組です。</p> <p>※市町村別の計画の概要については、 こちらをご覧ください。</p>  | | | | | | |
| | <p>上記の①～④のいずれかに該当し、かつ、次のア、イのいずれかに該当するとして知事の確認を受けた方</p> <p>ア 申請日前5年以内に勤務先を離職した方 (週20時間以上勤務かつ31日以上雇用されていた方)</p> <p>イ 申請日において60歳以上の方</p> | | | | | | | | <p>上記の①～④のいずれかに該当し、かつ、認定特定創業支援等事業(右ページ(※))による支援を受けて創業するとして、市町村長の証明を受けた方</p> | <p>上記の①～④のいずれか(③は事業開始後又は会社設立後1年未満、④は事業開始後1年未満に限る)に該当し、かつ、優れた事業計画を有するとして知事の認定を受けた方</p> <p>(県産木材利用促進) 上記の①～④のいずれか(③は事業開始後又は会社設立後1年未満、④は事業開始後1年未満に限る)に該当し、かつ、県産木材を利用した優れた事業計画を有するとして知事の認定を受けた方 ※県産木材を建築物の内装の見える部分に一定量以上使用する方</p> | <p>上記の①～④のいずれか(③は事業開始後又は会社設立後1年未満、④は事業開始後1年未満に限る)に該当し、かつ、優れた事業計画を有するとして知事の認定を受けた方</p> | <p>0%</p> <p>(奈良県が全額負担)</p> | <p>知事認定申請先:奈良県 経営支援課 金融支援係</p> <p>(県産木材利用促進) 知事認定申請先:奈良県 県産材利用推進課 ※詳しくはこちらをご覧ください。</p> <p>認定年度中(3月末日まで)に融資実行を受けてください。</p> <p>借換不可</p> <p>※申請についてはp.19下段をご覧ください。</p> | |
| | <p>飲食店を創業しようとする方で、次の①～④のいずれかに該当し、かつ、その事業計画について知事の認定を受けた方</p> <p>①事業を営んでいない個人で、貸付実行日から1か月以内に新たに事業を開始する、又は2か月以内に新たに会社を設立して事業を開始する、具体的計画を有する方</p> <p>②中小企業者である会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始する具体的計画を有する方</p> <p>③事業を営んでいない個人による事業開始後又は会社設立後、もしくは中小企業者である会社により設立された会社が、その設立後1年未満である方</p> <p>④事業を営んでいない個人による事業開始後1年未満の方で、新たに会社を設立した方(以下、「会社設立創業者」という。)が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させ、かつ、当該会社設立創業者が、事業開始後1年未満である当該会社</p> | | | | | | | | 設備 運 転 運 設 | 1,500万円 | <p>0%</p> <p>(奈良県が全額負担)</p> | <p>知事認定申請先:奈良県 経営支援課 金融支援係</p> <p>認定年度中(3月末日まで)に融資実行を受けてください。</p> <p>借換不可</p> <p>※申請についてはp.21下段をご覧ください。</p> <p>※詳しくはこちらをご覧ください。</p>  | | |
| <p>創業資金【ブラッシュアップ枠】の申請について(県産木材利用促進)を除く)</p> <p>・申請の前に、取扱金融機関へ事業計画の相談を行ってください。</p> <p>・事業計画は、認定経営革新等支援機関(P.16下段参照)の支援を受けて策定してください。</p> <p>・申請の際は、取扱金融機関担当者から奈良県経営支援課へ事業内容(ビジネスモデルの新規性・独創性(右ページ参照)等)の説明を行ってください。</p> <p>※受付は、11月末日まで随時行います。</p> <p>・次の①、②のいずれかに該当する方は、県で実施する事業計画の審査を省略します。※受付は、1月末日まで随時行います。</p> <p>①やまと創業インキュベータ入居者(過去3年以内に入居を許可された方を含む。)</p> <p>②奈良起業家創出促進事業(ビジコン奈良)入賞者</p> | | | | <p>「ビジネスモデルの新規性・独創性」のポイント</p> <p>①商品、サービスの新しさ、独自のアイデアや工夫などがあるか。</p> <p>②商品、サービスの提供方法の新しさ、独自のアイデアや工夫などがあるか。</p> <p>③商品、サービスの生産、開発に独自の技術、ノウハウ、強みがあるか。</p> <p>※製造業においては、同業他社にない独自の取組みであること 製造業以外の業種においては、県内及び隣接する他府県において初めての取組みであること 既存の技術等の組み合わせ(複合性)により、特色のある取組みになっていること</p> | | | | | | | | | | |

| 創業資金 | | | | | | | | |
|---|---|----------------|---------|---|------------|------------------|--|--|
| 資金名 | 融資対象者 | 資金用途 | 融資限度額 | 融資期間 (うち据置) | 融資利率 | 保証料率 | 備考 | |
| 創業資金 (責任共有制度対象外) | | | | | | | | |
| 宿泊施設枠 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">知事認定要</div> | 宿泊施設を創業しようとする方で、次の①～④のいずれかに該当し、かつ、その事業計画について知事の認定を受けた方 ①事業を営んでいない個人で、貸付実行日から1か月以内に新たに事業を開始する、又は2か月以内に新たに会社を設立して事業を開始する、具体的計画を有する方 ②中小企業者である会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始する具体的計画を有する方 ③事業を営んでいない個人による事業開始後又は会社設立後、もしくは中小企業者である会社により設立された会社が、その設立後1年未満である方 ④事業を営んでいない個人による事業開始後1年未満の方で、新たに会社を設立した方(以下、「会社設立創業者」という。)が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させ、かつ、当該会社設立創業者が、事業開始後1年未満である当該会社 | | | | | | 知事認定申請先: 奈良県 産業創造課 宿泊施設誘致係 認定年度中(3月末日まで)に融資実行を受けてください。 借換不可  ※詳しくはこちらをご覧ください。 | |
| 南部・東部枠 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">知事認定要</div> | 次の①～④のいずれかに該当し、かつ、認定経営革新等支援機関の支援を受けて県南部地域・東部地域で創業するとして知事の認定を受けた方 ①事業を営んでいない個人で、貸付実行日から1か月以内に新たに事業を開始する、又は2か月以内に新たに会社を設立して事業を開始する、具体的計画を有する方 ②中小企業者である会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始する具体的計画を有する方 ③事業を営んでいない個人による事業開始後又は会社設立後、もしくは中小企業者である会社により設立された会社が、その設立後1年未満の方 ④事業を営んでいない個人による事業開始後1年未満の方で、新たに会社を設立した方(以下、「会社設立創業者」という。)が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させ、かつ、当該会社設立創業者が、事業開始後1年未満である場合における当該会社 【対象地域】 五條市、御所市、宇陀市、山辺郡(山添村)、宇陀郡(曾根村、御杖村)、高市郡(高取町、明日香村)、吉野郡(吉野町、大淀町、下市町、果滝村、天川村、野追川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村) | 設備 運転 運送 | 1,500万円 | ※【宿泊施設枠】 については、運転資金 のみの利用不可 | 7年 (1年) | 0% (奈良県が全額負担) | | |
| 女性・若者・シニア・U I J ターン枠 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">知事認定要</div> | 次の(1)、(2)のいずれにも該当し、認定経営革新等支援機関の支援を受けて創業するとして知事の認定を受けた方 (1)次の①～④のいずれかに該当する方 ①事業を営んでいない個人で、貸付実行日から1か月以内に新たに事業を開始する、又は2か月以内に新たに会社を設立して事業を開始する、具体的計画を有する方 ②中小企業者である会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始する具体的計画を有する方 ③事業を営んでいない個人による事業開始後又は会社設立後、もしくは中小企業者である会社により設立された会社が、その設立後1年未満の方 ④事業を営んでいない個人による事業開始後1年未満の方で、新たに会社を設立した方(以下、「会社設立創業者」という。)が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させ、かつ、当該会社設立創業者が、事業開始後1年未満である場合における当該会社 (2)次のア～エのいずれかに該当する方 ア 女性 イ 35歳未満の方 ウ 55歳以上の方 エ U I J ターン該当者 (申請日前1年以内に新たに県外から県内に住所を定めた方) | | | | | | 知事認定申請先:奈良県 経営支援課 金融支援係 認定年度中(3月末日まで)に融資実行を受けてください。 借換不可  ※詳しくはこちらをご覧ください。 | |
| 創業資金【飲食店枠】の申請について ・申請の前に、県及び取扱金融機関へ制度利用の相談を行ってください。 ・事業計画は、原則、奈良県よろず支援拠点(P.6 関係団体参照)の支援を受けて策定してください。※受付は、11月末日まで随時行います。 ・奈良県立なら食と農の魅力創造国際大学校フードクリエイティブ学科卒業者は、県で実施する事業計画の審査を省略します。 ※受付は、1月末日まで随時行います。 | | | | 創業資金【南部・東部枠】、【女性・若者・シニア・U I J ターン枠】の申請について ・事業計画は、認定経営革新等支援機関(P.16下段参照)の支援を受けて策定してください。 | | |  ※申請書はこちらからダウンロードできます。 | |

保証料率表(弾力化保証料率)

| | | | | | | | | | | |
|-----------------|------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 区分(A) | CRD区分 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 |
| | 基本料率(%) | 1.9 | 1.75 | 1.55 | 1.35 | 1.15 | 1 | 0.8 | 0.6 | 0.45 |
| | 引き下げ率(%) | △ 0.7 | △ 0.7 | △ 0.7 | △ 0.7 | △ 0.7 | △ 0.7 | △ 0.7 | △ 0.6 | △ 0.45 |
| | 利用者保証料率(%) | 1.2 | 1.05 | 0.85 | 0.65 | 0.45 | 0.3 | 0.1 | 0 | 0 |
| 【該当資金】 ○チャレンジ資金 | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | |
|--------------------------|------------|-----|------|------|------|------|-----|-------|-------|--------|
| 区分(B) | CRD区分 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 |
| | 基本料率(%) | 1.9 | 1.75 | 1.55 | 1.35 | 1.15 | 1 | 0.8 | 0.6 | 0.45 |
| | 引き下げ率(%) | △ 1 | △ 1 | △ 1 | △ 1 | △ 1 | △ 1 | △ 0.8 | △ 0.6 | △ 0.45 |
| | 利用者保証料率(%) | 0.9 | 0.75 | 0.55 | 0.35 | 0.15 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 【該当資金】 ○チャレンジ資金【宿泊施設整備枠】 | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | |
|-----------------------|------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|
| 区分(C) | CRD区分 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 |
| | 基本料率(%) | 1.9 | 1.75 | 1.55 | 1.35 | 1.15 | 1 | 0.8 | 0.6 | 0.45 |
| | 引き下げ率(%) | △ 0.94 | △ 0.89 | △ 0.85 | △ 0.81 | △ 0.77 | △ 0.72 | △ 0.68 | △ 0.6 | △ 0.45 |
| | 利用者保証料率(%) | 0.96 | 0.86 | 0.7 | 0.54 | 0.38 | 0.28 | 0.12 | 0 | 0 |
| 【該当資金】 ○チャレンジ資金【脱炭素枠】 | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | |
|------------------------------------|------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|------|
| 区分(D) | CRD区分 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 |
| | 基本料率(%) | 1.9 | 1.75 | 1.55 | 1.35 | 1.15 | 1 | 0.8 | 0.6 | 0.45 |
| | 引き下げ率(%) | △ 0.34 | △ 0.29 | △ 0.25 | △ 0.21 | △ 0.17 | △ 0.12 | △ 0.08 | △ 0.04 | 0 |
| | 利用者保証料率(%) | 1.56 | 1.46 | 1.3 | 1.14 | 0.98 | 0.88 | 0.72 | 0.56 | 0.45 |
| 【該当資金】 ○経営強化資金 ○経済緊急資金【経営環境変化・災害枠】 | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | |
|-----------------------------------|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 区分(E) | CRD区分 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 |
| | 全国小口保証料率(%) | 2.2 | 2 | 1.8 | 1.6 | 1.35 | 1.1 | 0.9 | 0.7 | 0.5 |
| | 引き下げ率(%) | △ 0.61 | △ 0.56 | △ 0.52 | △ 0.48 | △ 0.44 | △ 0.39 | △ 0.35 | △ 0.31 | △ 0.27 |
| | 利用者保証料率(%) | 1.59 | 1.44 | 1.28 | 1.12 | 0.91 | 0.71 | 0.55 | 0.39 | 0.23 |
| 【該当資金】 ○小規模企業者資金 ○事業承継資金【小規模企業者枠】 | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | |
|------------------|------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 区分(F) | CRD区分 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 |
| | 基本料率(%) | 1.9 | 1.75 | 1.55 | 1.35 | 1.15 | 1 | 0.8 | 0.6 | 0.45 |
| | 引き下げ率(%) | △ 0.61 | △ 0.56 | △ 0.52 | △ 0.48 | △ 0.44 | △ 0.39 | △ 0.35 | △ 0.31 | △ 0.27 |
| | 利用者保証料率(%) | 1.29 | 1.19 | 1.03 | 0.87 | 0.71 | 0.61 | 0.45 | 0.29 | 0.18 |
| 【該当資金】 ○地域産業振興資金 | | | | | | | | | | |

※CRDとは、中小企業リスク情報データベースの通称です。CRDにより財務諸表(貸借対照表・損益計算書)の情報を評価し、一定の要素を加味したうえで、保証料率が決定されます。(詳しくは、信用保証協会にご確認ください。)また、上記資金以外の保証料率は一定の率となります。

奈良県信用保証協会の信用保証制度

奈良県の制度融資以外にも、信用保証協会の保証制度を利用して、各金融機関で融資を受けることができます。詳しくは、下記の信用保証協会又は各金融機関にお問い合わせください。

住所 奈良市法蓮町163-2
ホームページ <https://www.nara-cgc.or.jp>

電話 0742-33-0710



HPはこちら

| 制度名 | 保証概要 | 保証限度額 | 保証期間 | 保証料率 |
|-----------|-----------------------------------|-----------|--------------------|---------------------------|
| 一般保証 | 経営の維持・発展のための事業資金について行う保証 | 2億8,000万円 | 運転10年以内 設備15年以内 | 下記保証料率一覧表「基本料率(責任共有対象)」参照 |
| 創業関連保証 | 新たな事業を創業するための資金について行う保証 | 3,500万円 | 10年以内 | 年1% |
| 無担保パワフル保証 | 信用保証協会の定めた審査の基準に該当する法人に対する無担保の保証 | 2億8,000万円 | 10年以内 | 年0.45%~1.35% |
| 短期継続保証 | 継続した短期資金を供給する保証 | 2億8,000万円 | 2年以内 | 年0.35%~1.8% |
| タイムリー保証 | 経営の維持・発展のためのスピーディーな資金繰りの安定に寄与する保証 | 8,000万円 | 10年以内 | 年0.45%~1.90% |
| アシスト保証 | 金融機関が継続して支援を行う法人に対する保証 | 2億8,000万円 | 15年以内 | 年0.36%~1.21% |

※上記保証制度以外にも、ご利用目的に合わせて各種の制度があります。

【信用保証料について】

従来は一律であった保証料率を、平成18年度より一部の保証制度を除き、事業者の皆様の経営状況を踏まえた料率に変更しています。なお、保証料率の表示については、融資金額に対する料率を記載しています。

【保証料率一覧表】

(%)

| 区分 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
|-------------------|-----|------|------|------|------|-----|-----|-----|------|
| 基本料率 (責任共有対象) | 1.9 | 1.75 | 1.55 | 1.35 | 1.15 | 1 | 0.8 | 0.6 | 0.45 |
| 基本料率 (責任共有対象外) | 2.2 | 2 | 1.8 | 1.6 | 1.35 | 1.1 | 0.9 | 0.7 | 0.5 |

※決算書類(貸借対照表・損益計算書)を作成していない事業者については、区分⑤を適用します。

※会計参与を設置したことを確認できる会社については0.1%の割引を行います(一部の制度を除く)。

政府系金融機関の融資制度

政府系金融機関には、信用保証協会の保証を条件としない融資制度等、中小企業者を対象とした各種融資制度があります。詳しくは、下記にお問い合わせください。

日本政策金融公庫 奈良支店(国民生活事業) 奈良市大宮町7-1-33 電話 0570-069483

日本政策金融公庫 奈良支店(中小企業事業) 奈良市大宮町7-1-33 電話 0742-35-9910

商工組合中央金庫 奈良支店 奈良市大宮町4-281-1 電話 0742-30-1051